

奨学給付金給付システム機器等調達仕様書

1 調達内容

(1) 調達目的

本契約は、県が開発した奨学給付金給付システムを使用するため、同システムを格納するサーバ及びサーバに接続する端末等を調達するもので、これらの機器を使用し、受託事業者及び県職員が、奨学給付金事務を行うために整備するものである。

(2) 調達方法

借り入れとする。

(3) 借入期間

60 か月とする。(令和6年9月1日から令和11年8月31日)

2 履行場所

広島県環境県民局学事課

3 機器及びソフトウェアライセンスの仕様

別紙のとおり

4 納入条件

(1) 納入期限 (設置・設定期限)

- ・ 上記期日までに、設置・設定・動作の確認及び指定する試験が完了し、県の検査を受けていること。
- ・ 作業日程及び作業時間については、県と調整すること。

(2) 納入作業

ア ネットワーク接続

有線によりLANを架設し、ネットワークへの接続設定を行うとともに、各パソコンから奨学給付金給付システムの利用が可能であることを確認すること。

なお、インターネットへは接続しない。

イ プリンタ接続

県の指示に基づき、各パソコンに、設置する室内にある既設プリンタのプリンタドライバ等必要なソフトウェアのインストール作業を行うこと。なお、各プリンタは、ネットワーク経由で印刷するものとする。

ウ ネットワーク情報の提供

各機器のMACアドレス情報及びIPアドレス情報の紐づけをした一覧表を作成し、電子データにより提供すること。

エ その他機器の設定

受託者は調達目的に沿って、調達する機器の環境に合わせた最善の設定を行い、またその設定について動作確認を行うこと。

なお、本契約で調達したサーバへのSQLサーバの構築及び奨学給付金給付システムの移行については、本調達に含まないものとする。

オ 管理シール等の貼付

借入期間及びリース主体（県）等を表示した管理シールを作成し、次の点に留意しパソコン本体、サーバ本体、UPS、外部ストレージ、ラック、キーボード及びディスプレイに個別に貼付すること。

- ・借入期間中に自然剥離しないこと。
- ・管理シールの再貼付が困難となった場合、別途管理シールを用意すること。
- ・管理シールは容易に目視可能な箇所に貼付すること。
- ・受託期間中に保守連絡先が変わる等、記載内容に変更が生じた場合には、県へ事前に連絡の上、新たな管理シールを作成し、受託者において速やかに貼付すること。
- ・管理番号の採番方法については、県と事前に調整すること。

管理番号	06-01-0001～
リース期間	令和6年9月1日～令和11年8月31日
所属	広島県環境県民局学事課
受託業者名	〇〇〇〇(株)
保守連絡先	サポート部 999-999-9999

(3) 特記事項

ア 納入するハードウェア及びソフトウェアは、原則、一般的に調達可能なものとし、ハードウェア（パソコン、ディスプレイ、サーバ）については5年間のメーカー保守が受けられること。

イ 受託者は、本書に明示されていない事項で必要と認められる作業は、県と協議の上、受託者の責任において実施すること。

ウ 本書に明示されていない事項で県が必要と判断したものは、協議の上、可能な限りその指示に柔軟に対応すること。

エ 機器納入後の不要な空き箱等の処分は受託者の責任において行うこと。

オ 受託者は、サーバ及びパソコンについて、年に1度 Windows アップデート作業を行うこと。

(4) 監督及び検査

ア 監督

本契約の適正な履行を確保するため必要と認められる場合、県は担当者を必要な場所に派遣し、監督を行うことができるものとする。

イ 検査

受託者は、県から質問があった場合、また各種資料の提出などの指示があったときは、これに応じなければならない。

(5) バックアップ

奨学給付金給付システムのデータを、毎日の夜間にバックアップを行うこと。

5 提出物等

提出する資料は電子データとし、原則 Microsoft Office で作成したもの及び当該データを PDF 形式に変換したものを CD 又は DVD に保存し、傷がつかない様にケース等に入れ提出すること。

(1) 納入機器リスト

全ての納入機器（ソフトウェアを含む。）について必要事項を記載し、県に1部を電子データで

提出すること。

(2) 機器設定シート（パラメータシート）

納品した全機器のハードウェア及びソフトウェアについて、納入時の設定内容を示した資料を作成し、県に1部提出すること。

(3) リカバリディスク及びリカバリ作業手順書

ソフトウェアの再インストール作業等を伴わずに、パソコンを納品時の状態に復帰させるためのリカバリディスク（当該ディスクより BOOT 起動可能であること。）と再設定作業の手順について示したリカバリ作業手順書を作成し、県に提出すること。

リカバリ作業手順書は、本作業を別契約における受注者及び県職員等が実施することから、画面キャプチャや分かり易い単語を用いるなど、利用者に十分配慮したものを作成し、県に1部提出すること。

また、当該電子データについても県に提出すること（リカバリディスク作成に必要な一切の費用は、本調達に含まれること。）。

(4) 取扱説明書等

機器及びソフトウェアの取扱説明書や付属品については、県に提出すること。

なお、不要な未使用部品等については、県と協議の上、受託者の責任において処分又は管理保管すること。

6 ソフトウェアライセンス契約及び保証書

(1) 今回新たに調達するソフトウェアのライセンス費用は、本調達に含まれるものとする。

(2) 今回新たに調達するライセンス契約について、県に代わり必要な登録作業等を行うこと。

7 瑕疵担保及び保証等

(1) 瑕疵担保及び保証

検査担当職員の検査終了後から借入契約期間終了までの間を保証期間とし、本調達に係るすべての機器の故障及び異常等について、障害切り分け及び修理または交換作業を設置箇所への訪問により行うこととし、必要な経費については、本調達に含まれるものとする。

ただし、次に掲げる故障及び異常等については、県が修理または交換作業を受注者または受注者が指定する者に別に発注する（複数台の異なる障害について一括して発注する場合がある。）こととし、この場合に必要となる経費については、県が負担するものとする。

- ・落下、圧迫及び衝突等による液晶画面及び筐体等の破損等
- ・水没、飲料の溢出等に起因して生じたと想定される故障等
- ・異常電圧及び指定外の使用電源（電圧及び周波数）等による故障等
- ・不適切な周辺機器等の使用及びその他故意または重大な過失により生じた故障等

(2) 障害受付及び修理

ア 受注者又は受注者が指定する者は、借入期間中の障害受付及び修理について、電話受付の場合、開庁日の9時から17時、電子メール及び専用受付サイト等による場合は24時間受け付けることとし、その体制及び責任の所在並びに故障内容に応じた標準の修理期間等を示した修理計画書を県に提出し、県の承認を受けること。

イ 受注者又は受注者が指定する者は、アの修理計画書に基づいて、障害対応を行うこと。

ウ 修理及び交換は迅速に行い、アによる障害受付の翌日から概ね3開庁日以内（アの修理計画書に示す修理期間がこれを超過する場合はその修理期間内）に設置箇所への訪問により修理作業等を完了すること。

(3) 部品及び機器の保証

受注者は、7の(1)の保証のほか、保守部品等の供給を借入期間中継続して、速やかに行うこと。

(4) 県又は使用者の誤操作により機器が初期化した場合の再設定は保守対象外とする。この場合の対応（再設定）に当たり、県への資料提供や助言等の支援を行うこと。

(5) サーバ運用支援

下記のとおり保守に対応すること。

ア 運用支援

受託者において、運用、環境、操作、障害対応および障害原因切り分けに関する問合せを、フリーダイヤル、FAX および E-Mail で対応すること。

運用に関する問い合わせの対象範囲は以下のとおり。

- ① OS およびバックアップソフト
 - ② Active Directory におけるユーザー管理のドメインサービス
- ただし、以下のサービスは対応範囲外とする。

- ・ Active Directory Lightweight Directory Services
- ・ Active Directory Rights Management Services
- ・ Active Directory Certificate Services
- ・ Active Directory Federation Services

イ サーバ復旧支援

障害などで訪問対応を必要と判断した場合、受託者が県に訪問して以下の復旧支援を行う。

- ① ネットワーク再設定支援作業
- ② 設定仕様書までの復旧支援作業

なお、いずれの対応についてもデータ復旧は対応範囲外とする。

8 本調達返却時の対応について

(1) 本調達モバイル端末について、紛失・盗難等が発生した場合及び借入終了後など、県が必要と認める場合に、ハードディスク (SSD) 内のデータを消去し、物理破砕の方法によって復元困難な状態にする機能を有すること。

(2) 賃貸借品の回収・返却に要する費用については、本調達に含まれるものとする。

9 その他

(1) 守秘義務

受託者（本事業の契約者、保守員等）は、本事業で知り得た業務上の秘密を第三者へ漏らしてはならない。その他、本事業の遂行上保秘を必要とする情報を第三者へ漏らしてはならない。

(2) 本件調達の賃貸借期間後の扱い

ア 本委託業務の契約期間が満了した際、県は契約を終了するか1年間延長するか、あるいは、契約の一部を終了し一部を1年間延長するか、選択できるものとする。

イ 県が契約を延長する場合（一部延長を含む）の年間賃貸借料は、次に示す基本的考え方に基づき、県と協議の上、決定することとする。

（ア）機器の利用

当初契約における機器の利用に係る費用の12分の1相当額を支払うものとする。

（イ）ソフトウェアの利用

必要に応じ、契約形態等に対応した費用を支払うものとする。

（ウ）機器の保守

ハードウェアの保守に係る費用については、受注者と別に協議の上決定する。

（エ）ソフトウェアの保守

必要に応じ、当初契約におけるソフトウェアの保守に係る費用相当額を支払うものとする。

（3）この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、対応方針を決定すること。